

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

① 企業間の連携:

- ・ 地域内の生花店、飲食業者、返礼品業者等との連携を強化し、地域資源を活用した特色ある葬儀プランを開発します。
- ・ 寺院・教会等の宗教者との連携を密にし、宗教儀礼に関するお客様の多様なニーズに対応します。

② IT 実装支援:

- ・ 取引先との情報共有のためのデジタルプラットフォーム導入を支援し、受発注業務の効率化を図ります。
- ・ IT を活用した顧客管理システムを構築し、顧客ニーズに合わせたサービス提供に繋げます。
- ・ 従業員の IT スキル向上を支援するための研修を実施します。

③ 専門人材マッチング:

- ・ 葬祭ディレクターの専門知識・スキル向上を図るための研修プログラムを開発し、取引先にも参加を呼びかけます。
- ・ 高齢化社会に対応するため、遺品整理や相続手続きに関する専門家との連携を強化します。

④ 健康経営に関する取組:

- ・ 従業員の心身の健康を支援するためのセミナーや相談窓口を設置します。
- ・ 取引先と共に、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 地域貢献活動として、高齢者向けのセミナーや終活相談会などを開催し、地域住民との交流を深めます。
- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果は、取引先との間で適切に配分するよう努めます。

令和7年6月6日

株式会社 大の葬祭
代表取締役 川野 将裕